

第 12 編

高速道路の交通概況

高速道路交通警察隊

第12編 高速道路の交通概況

1 四国の高速道路等の概況

(1) 四国の高速道路等

R5. 1. 1現在

県別	路線名	区間	距離	県別距離	
香川県	四国横断自動車道	徳島県境 ～ 愛媛県境	101.7 km	119.4 km	
		坂出 JCT ～ 坂出 IC	2.0 km		
	瀬戸中央自動車道(自専道)	坂出 IC ～ 岡山県境	15.7 km		
徳島県	四国横断自動車道	神戸淡路鳴門自動車道(自専道)	鳴門 IC ～ 兵庫県境	10.4 km	
		鳴門 JCT 徳島 IC	10.3 km		
		徳島 IC ～ 愛媛県境	88.8 km		
	徳島南部道(自専道)	鳴門 IC ～ 香川県境	16.3 km	132.9 km	
		徳島 JCT ～ 徳島沖洲 IC	4.7 km		
	徳島沖洲 IC ～ 徳島津田 IC	2.4 km			
愛媛県	四国横断自動車道	川之江 JCT ～ 香川県境	4.3 km		268.4 km
		川之江 JCT ～ 高知県境	16.2 km		
		大洲北只 IC ～ 宇和島北 IC	31.7 km		
	四国縦貫自動車道	川之江 JCT ～ 大洲 IC	126.8 km		
		川之江東 JCT ～ 徳島県境	6.5 km		
	西瀬戸自動車道(自専道)	今治 IC ～ 広島県境	31.9 km		
	今治小松自動車道(自専道)	いよ小松 IC ～ 今治湯ノ浦 IC	13.0 km		
	大洲道路(自専道)	大洲 IC ～ 大洲北只 IC	6.3 km		
	宇和島道路(自専道)	宇和島北 IC ～ 津島岩松 IC	17.5 km		
	松山外環状線(自専道)	井門 IC ～ 余土南 IC	4.3 km		
高知松山自動車道(自専道)	上浮穴郡久万高原東明神 ～ 松山市久谷町大久保	7.6 km			
大洲・八幡浜自動車道(自専道)	保内 IC ～ 八幡浜 IC	2.3 km			
高知県	高知東部道路(自専道)	高知 JCT ～ 龍馬空港 IC	15.0 km	152.9 km	
		香南のいち IC ～ 芸西西 IC	9.0 km		
	四国横断自動車道	須崎東 IC ～ 愛媛県境	75.7 km		
		須崎西 IC ～ 四万十町中央 IC	21.8 km		
	須崎道路(自専道)	須崎東 IC ～ 須崎西 IC	4.6 km		
	片坂バイパス(自専道)	四万十町西 IC ～ 黒潮拳ノ川 IC	6.1 km		
		四万十 IC ～ 宿毛和田 IC	6.1 km		
中村宿毛道路(自専道)	間 IC ～ 平田 IC	7.0 km			
	平田 IC ～ 宿毛和田 IC	7.6 km			
※ 自専道とは、自動車専用道路をいう。			総合計	673.6 km	

(2) 香川の高速道路等

開通年月日	路線名	区間	距離	備考
S62. 12. 16	四国横断自動車道	善通寺 IC ～ 愛媛県境	30.9 km	香川・愛媛連結
S63. 4. 10	瀬戸中央自動車道	坂出 IC ～ 岡山県境	15.7 km	四国・本州連結
H 4. 4. 19	四国横断自動車道	善通寺 IC ～ 高松西 IC	21.7 km	瀬戸道・高松道連結
		坂出 JCT ～ 坂出 IC	2.0 km	
H10. 3. 26	高松東道路(一般国道11号)	さぬき三木 IC ～ 津田東 IC	13.4 km	自専道開通
		高松市三木町境 ～ さぬき三木 IC	2.2 km	
H13. 3. 29	四国横断自動車道	高松中央 IC ～ 高松市三木町境	4.6 km	香川・徳島連結
		津田東 IC ～ 徳島県境	19.9 km	
H15. 3. 30		高松西 IC ～ 高松中央 IC	9.0 km	県内全線開通
H29. 11. 21	四国横断自動車道(高松東道路が高速自動車国道に編入)	高松市三木町境 ～ 津田東 IC	15.6 km	自専道解除
H31. 3. 8	四国横断自動車道	高松市三木町境 ～ 徳島県境	35.5 km	4車線化完成

2 香川の高速道路等の概況（令和4年）

(1) 四国横断自動車道（高松自動車道）

ア 高松自動車道のあゆみ

四国初の高速道路として開通した「土居 I C～川之江 I C」間の延伸区間として、昭和62年12月16日、「川之江 I C～善通寺 I C」間の供用が開始された。

平成4年4月19日、「善通寺 I C～高松西 I C」間が延伸されるとともに「坂出 I C～坂出 J C T」間の開通により、昭和63年4月に全線開通していた瀬戸中央自動車道と接続され、四国（香川県）と本州（岡山県）において高速移動が可能となった。

平成10年3月26日、国道11号バイパスとして建設された自動車専用道路（通称「高松東道路」）が、「津田東 I C～さぬき三木 I C」間で供用が開始された。平成13年3月29日には、「津田東 I C～板野 I C」「高松中央 I C～さぬき三木 I C」間が開通した。

その後、平成15年3月30日、県内最後の未開通区間「高松西 I C～高松中央 I C」間が開通となり、高松東道路等の既供用区間との接続によって、県内の高速道路網が1本の路線で繋がった。

平成21年5月29日、高松東道路を含む高松市三木町境～鳴門 I Cの4車線化整備計画が決定された。途中、同事業の凍結により一時中止を余儀なくされたものの、平成24年4月20日、同計画が再開される運びとなった。

4車線化工事が進む中、平成29年11月21日、高松東道路（高松市三木町境～津田東 I C）は、一般国道から区域除外されるとともに、高速自動車国道に編入（自動車専用道路は解除）されたことから、県内は、すべて高速自動車国道となった。高松自動車道の総延長は103.7km（愛媛県境～徳島県境、坂出 J C T～坂出 I C）となった。

更に、平成31年3月8日、高松市三木町境～鳴門 I Cにおける4車線化工事がすべて完成したため、香川県内の高速道路は、暫定2車線（対面通行）区間がすべて解消し全線が4車線区間となり、その供用が開始されることとなった。

イ インターチェンジ（I C）サービスエリア（S A）等

区 分	名 称	箇所数
インターチェンジ（I C）	引田・白鳥大内・津田東・津田寒川・志度・さぬき三木 高松東・高松中央・高松檀紙・高松西・府中湖スマート 善通寺・三豊鳥坂・さぬき豊中・大野原	15
サービスエリア（S A）	津田の松原（上下線）・豊浜（上下線）	4
パーキングエリア（P A）	府中湖（上下線）・高瀬（上下線）	4
バスストップ（B S）	引田・大内・津田の松原・志度・三木・丸亀・善通寺・ 観音寺（各2）	16

※ バスストップについては、高速道路上に設置されているもののみ記載。また、三野（2）・高瀬（2）・豊中（1）・大野原（1）・豊浜（2）合計8箇所のバスストップは、現在休止中である。

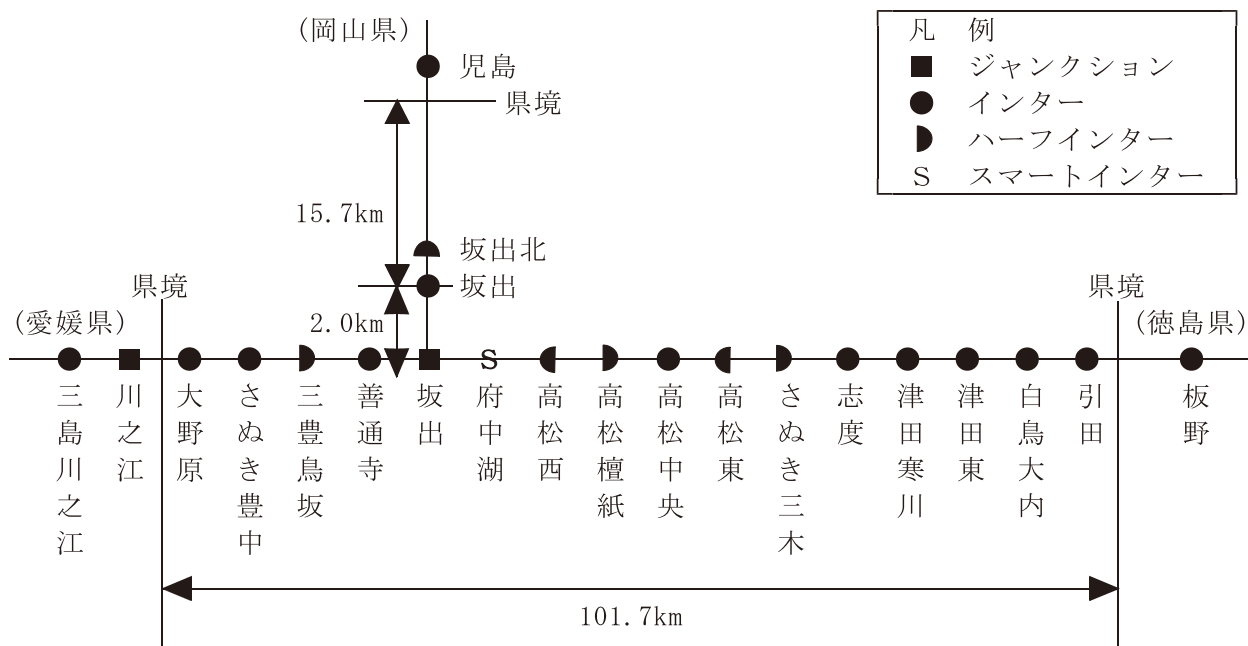
(2) 瀬戸中央自動車道

瀬戸中央自動車道は、一般国道30号（自動車専用道路）として昭和53年に着工し、昭和63年4月10日に供用が開始された。区間は、「坂出 I C～早島 I C」間で、総延長37.3km（陸上部27.9km）で、県内区間は、坂出 I Cから岡山県境までの15.7kmである。

区 分	名 称	箇所数
インターチェンジ（I C）	坂出・坂出北	2
パーキングエリア（P A）	与島	1
バスストップ（B S）	岩黒島（2）・与島（1）・櫃石島（1）	4

※ 坂出（1）・八幡（2）合計3箇所のバスストップは、現在休止中である。

(3) 香川県内高速道路等の路線略図



3 高速道路における交通事故発生状況

(1) 交通事故発生状況

道路別		人身事故	物損事故	合計	死者数	傷者数
高松自動車道	件数	21件	395件	416件	1人	28人
	(構成率)	(91.3%)	(87.9%)	(88.1%)		
	前年比 (増減率)	-2件 (-8.7%)	+50件 (+14.5%)	+48件 (+13.0%)	-1人	-5人
瀬戸中央自動車道	件数	2件	54件	56件	1人	1人
	(構成率)	(8.7%)	(12.0%)	(11.9%)		
	前年比 (増減率)	+2件 (0.0%)	-5件 (-8.4%)	-3件 (-5.1%)	+1人	+1人
合計	件数	23件	449件	472件	2人	29人
	(構成率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)		
	前年比 (増減率)	±0件 (0.0%)	+45件 (+11.1%)	+45件 (+10.5%)	±0人	-4人

(2) 場所別交通事故発生状況

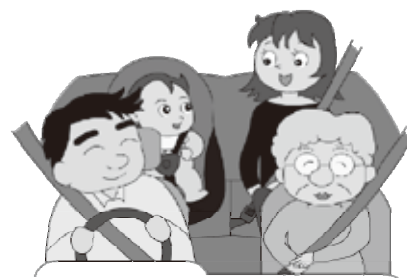
道路別・場所別		本線	ランプ・料金所	SA・PA	合計
高松自動車道	件数	295件	64件	57件	416件
	(構成率)	(70.9%)	(15.4%)	(13.7%)	(100.0%)
瀬戸中央自動車道	件数	28件	11件	17件	56件
	(構成率)	(50.0%)	(19.6%)	(30.4%)	(100.0%)
合計	件数	323件	75件	74件	472件
	(構成率)	(68.4%)	(15.9%)	(15.7%)	(100.0%)

4 高速道路の安全運転

高速道路は一般道路の延長ではありません。
事前の準備（車両点検・情報収集）と適度な緊張感が必要です。

シートベルトからスタート！！

シートベルトの着用は、自分自身だけではなく、同乗している家族や友達の大切な「命」を守ります。車に乗ったら、運転席・助手席、後部席も必ずシートベルト（6歳未満はチャイルドシート）を着用しましょう。

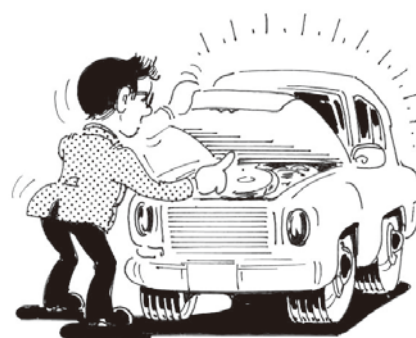


※ 後部席を含め、高速道路での非着用は、違反点数1点が付加されます。

高速道路を利用する場合の事前チェックを！！

■ 車両の確実な運行前点検をしましょう。

- ・ 燃料、冷却水、オイルなどの漏れ、不足はありませんか？
- ・ ファンベルトの張りは適切ですか？
- ・ タイヤの空気圧は少し高めになっていますか？
- ・ タイヤのミゾの深さは大丈夫ですか？
- ・ 停止表示器材は積んでいますか？

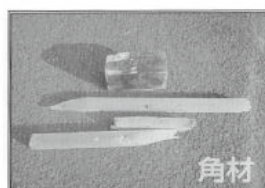


■ 積荷の落下防止のための確実な積載点検をしましょう。

高速道路では、風圧や強風・振動で積荷が落下することが多いのです。出発前と走行途中もSA・PAなどで点検を行ってください。

高速道路には、様々なものが落ちている場合があります。しっかり、前を見て安全な運転を心掛けましょう。

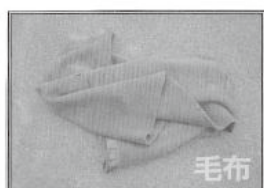
※ 落下物の事例



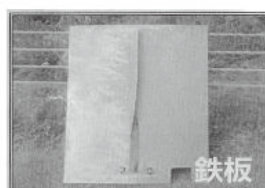
角材



脚立



毛布



鉄板



ダンボール



ビニール



紙類



カゴ

高速道路の安全走行のポイントは・・・

■ 高速道路の安全走行

本線車道に入るときは・・・

- ・ 加速車線を通行して、十分加速してください。
- ・ 本線車道を通行している車の進行を妨げてはいけません。

本線車道では・・・

- ・ 追越車線は、追越しのための車線です。追越しが終われば、速やかに走行車線に戻りましょう。
- ・ 路肩や路側帯は、通行禁止及び駐停車禁止です。
- ・ 横切ったり、Uターンしたり、後退することは禁止されています。
- ・ 急ハンドルや急ブレーキは危険です。安全速度と車間距離を確認しましょう。
- ・ 走行中の携帯電話は厳禁です。SAやPAなどで停車してから使用しましょう。
- ・ 十分な車間距離をとり、前車に接近することは、やめましょう。車間距離不保持やあおり運転とみなされる場合があります。接近してくる後方の車にも注意しましょう。

本線車道から出るときは・・・

- ・ 案内標識に注意し、出口を間違えて通過してしまったなどでの逆走は絶対止めましょう。
- ・ あらかじめ、出口に接続する車両通行帯を通行してください。
- ・ 減速車線では、速度計を確認しながら、十分減速してください。
- ・ 一般道でも速度の出し過ぎに注意してください。

■ 荒天時の安全走行

気象の変化により、制限速度が変わることがあります。

- ・ 標識に注意し、制限速度以下で、気象・道路状況に応じた運転をしてください。
- ・ 追越し、車線変更は控えて、特に前方に注意してください。
- ・ 路面湿潤時の車間距離は、平素の2倍以上必要です。十分な車間距離をとりましょう。
- ・ 道路情報板、ラジオ放送に注意してください。

最高速度と最低速度は・・・

自動車の種類	最高速度 (km/h)	最低速度 (km/h)
大型乗用自動車	100	50
中型乗用自動車		
特定中型貨物自動車を除く中型貨物自動車		
準中型自動車		
普通自動車		
大型自動二輪車		
総排気量125cc(定格出力1kw)を超える		
普通自動二輪車	80	
緊急自動車		
大型貨物自動車		
特定中型貨物自動車		
トレーラー(牽引装置構造を有する自動車で、被牽引車を牽引しているもの)		
大型特殊自動車		

※本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、一般道と同じです。

■ 法定速度

左表のほか、公安委員会が最高速度を制限しているところがあります。

道路標識や道路標示で、最高速度や最低速度が指定されているところでは、その最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけません。

■ 指定速度(道路標識によるもの)

高速道路は、最高速度を制限している区間があります。必ずしも、法定速度で走行できる訳ではありません。荒天のとき以外にも、交通事故や車が故障した場合に、制限速度が変わることがあります。道路標識をよく確認し、これに従って安全な速度で走行しましょう。



例 100km/h⇒80km/h⇒50km/h
80km/h⇒50km/h
70km/h⇒50km/h



80km/h



50km/h

- ・ 高速道路を走行する場合は、速度標識をよく確認しましょう。
- ・ 道路工事や点検作業なども行われており、車線が減少している場合も、同様に気をつけましょう。

事故や故障などで、運転できなくなったときは・・・

高速道路では、

- ・ 法令の規定や警察官の命令、又は危険を防止するため一時停止するとき
- ・ パーキングエリアで駐停車したり、料金の支払いなどのため停車するとき
- ・ 故障などのため、十分な幅のある路肩や路側帯にやむを得ず駐停車するときのほかは、駐車や停車をしてはいけません。

■ 交通事故や故障などで運転が不可能となった場合

- ・ 本線車道で停車するのは危険です。
- ・ 惰性やセルモーターなどで可能な限り近くの非常駐車帯などに移動してください。
- ・ 非常点滅灯、車幅灯などを点灯したり、発炎筒を使用してください。
- ・ 後方200メートルから確認できる停止表示器材を置いてください。
- ・ ガードレールの外など、路外に出てください。

■ 安全な場所からの通報

必要な危険防止の措置をとった後、非常電話などで

- ・ 電話ボックスの番号やキロポスト
- ・ 上り・下りの別
- ・ 事故・故障の別とその内容

等の必要事項を連絡しましょう。

交通事故や車の故障等で、高速道路上を歩行中、又は、車を修理中に撥ねられる交通事故も発生しています。ガードレールの外など安全な場所に避難して待ちましょう。

※ 高速道路における緊急時の3原則！

- ・ 路上に **立たない！**
- ・ 車内に **残らない！**
- ・ 安全な場所に **避難する！**



■ STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備が行われました。

① あおり運転をした場合

(妨害運転【交通の危険のおそれ】)

※注

他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をし、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法を行った場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

② あおり運転によって危険が生じた場合

(妨害運転【著しい交通の危険】)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※一定の違反とは

車間距離不保持、急ブレーキ、急な割り込み、執拗なクラクションやパッシング等、10類型の違反行為を言います。

「あおり運転」を受けた場合の対処法

- 相手にせず速やかに進路を譲る。
- 近くの安全な場所に退避するとともに、110番通報する。
- 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報してもらう。
- ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用する。



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転をした場合

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反 (※10類型の違反、下欄参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転の危険が生じた場合

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反

進行区分違反	急ブレーキ禁止違反	車間距離不保持	道路変更禁止違反	追越し違反
減光等義務違反	警備器使用制限違反	安全運転義務違反	最高速度違反(高速自動車国道)	高速自動車国道等駐停車違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

■ ドライバーのみなさんへ ~ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで安全運転をしましょう。